

「ちょいず」について

参加できる団体の条件は？

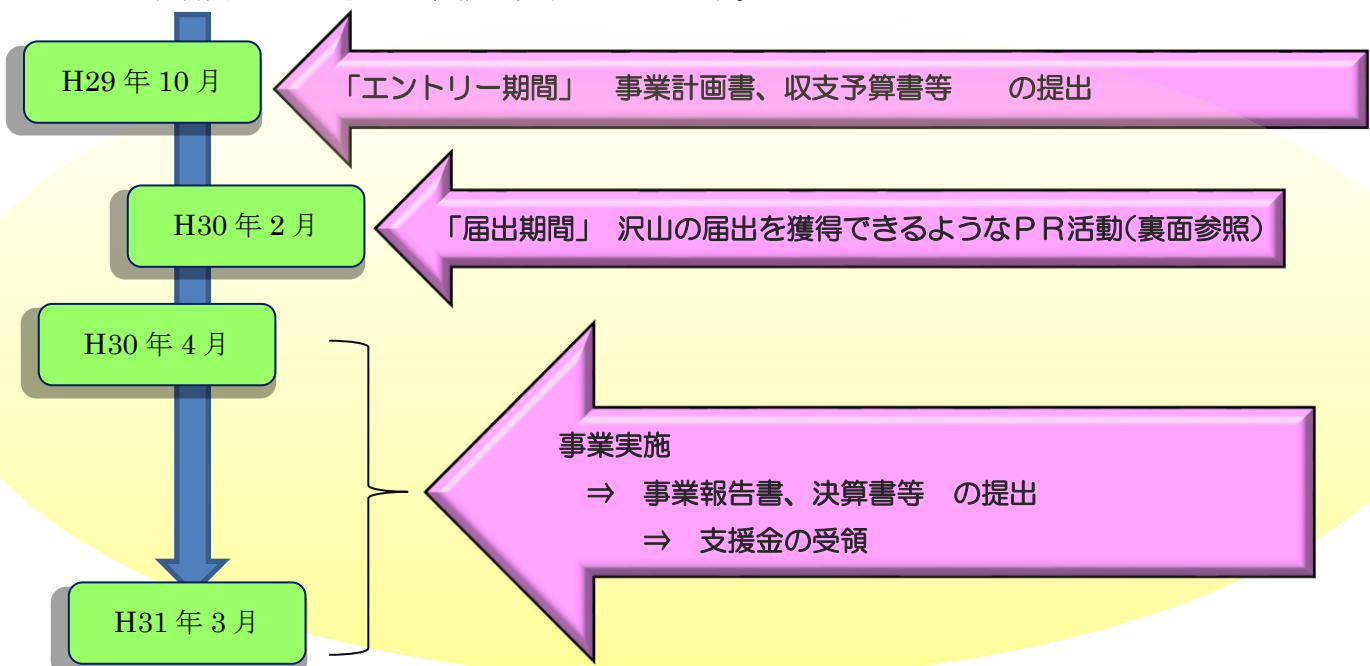
- ・和泉市内に事務所があり、主に和泉市内で活動していること。
- ・規約・役員名簿があること。 ※公民協働推進室にて規約作成例をお渡ししています。
- ・団体構成員が5名以上いること。
- ・公序良俗に反する活動・宗教的活動・政治的活動をしていないこと。

申請できる事業は？

- ・社会貢献となる活動で、主な対象が和泉市民で、主な効果が和泉市内で見られること。
- ・対象を団体構成員のみに限定しないこと。
〔 (例) ×団員だけで行うスキルアップ研修
○団体が主催し、生徒を広く和泉市内で募る教室 〕
- ・営利目的でないこと。
- ・和泉市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

具体的に何をする？

ちょいず制度の一連の流れは、概ね以下のとおりです。



支援金額はどうやって決まる？

「ちょいず」は、18歳以上の和泉市民が、応援したいと思う団体を市へ届出し、各団体が獲得した届出数で支援金額が決定する制度です。

平成30年度は **604円**



獲得届出数

(算出方法)

個人市民税総額×個人市民税収納率

÷18歳以上市民の人口

※金額は毎年変動します

このように、支援金額の決定の過程に市民の参加があることが、ちょいず制度の大きな特徴です。

あなたの行う事業を応援したいと思う市民が多ければ多いほど、多くの支援金が見込めます。

2月に行われる選択届出期間で多くの届出を集められるよう、積極的に広報活動をしていきましょう。

団体の知名度が上がり、事業を支援する人が増えることで、より多くの参加者が集まるかもしれません。

協賛金が集まったり、スタッフが増えてより大きな団体になるかもしれません。希望する支援金獲得を目指すと同時に、活動自体も盛り上げていきましょう！



※この案内は、ちょいず制度を分かりやすく要約したものです。

掲載しきれていない細かい規定等もございますので、参加を検討される方は、必ず9月26日の募集説明会にお越しください。

問：和泉市市長公室公民協働推進室 TEL0725-99-8103 (直通)